

生徒会役員選挙規定

第1章 総 則

第1条 この生徒会役員選挙規定は、生徒会規約第3章第24条に基づき、選挙が公正に行われるために制定する。

第2条 上の選挙を秩序正しく行うため、選挙管理委員会（以下選管という）を設ける。

第2章 立 候 補

第3条 生徒会長1名、副会長2名（各学年1名）は、1・2年生の学級の推せんにより立候補できる。

第4条 立候補者は立候補受け付け期間中に所定の申請用紙に推せん責任者を付記して、選管に届け出なければならない。

第5条 選挙管理委員が立候補する場合は、選挙管理委員を辞退しなければならない。

第3章 選挙運動

第6条 選挙運動は立候補届出と同時に行うことができる。

第7条 選挙運動に使用する物品はすべて選管が用意した物でなければならない。またポスターの掲示場所は、選管の指定した場所に限る。

第8条 次の場合、立候補者および応援演説者は選挙演説することができる。

1. 選管の開催する立会演説会
2. 選管の開催する政見放送

第9条 応援演説者は1～3名とする。

第10条 演説の内容は校内生活を向上させるものとし、他の候補者を傷つけないよう配慮する。

第11条 生徒会会員は選挙運動を妨害してはならない。

第4章 投 票

第12条 生徒会会員は全て選挙権を有し、投票場において生徒会長1名、副会長各学年1名ずつ記入する。ただし次のようなものは無効とする。

1. 正規の用紙以外のもの
2. 指定以外の記入

第13条 立候補者が無競争の場合は信任投票をする。不信任が過半数の場合は補欠選挙を行う。

第14条 選挙は次の3種類とする。

1. 通常選挙
2. 決選選挙（同得点1位がでた場合）
3. 補欠選挙（欠員が生じた場合）

第5章 選挙管理委員会

第15条 選挙管理委員会は選挙日程に基づき公明な態度で生徒会役員選挙を進行させる。

第16条 選挙管理委員会は評議会で構成される。

第 17 条 選挙管理委員が立候補または応援演説者となる場合には選挙管理委員を辞退し、別に学級より選出しなければならない。

第 18 条 選挙管理委員会は生徒会の機関より何の干渉もうけない。

第 19 条 選挙管理委員会は選挙事務完了とともに解散する。

第 20 条 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選とする。

第 21 条 選挙管理委員会は、選挙管理委員長が招集する。

第 22 条 選挙管理委員会は、選挙に関し次の事項を行う。

1. 立候補届出の申請用紙を作成し配布する。
2. 立候補者の受付と公示を行う。
3. 選挙運動に使用する物品の配布と、ポスター掲示場所の指示を行う。
4. 立会演説会、政見放送を開催する。
5. 投票用紙の作成と保管をする。
6. 投票の日時・場所の公示をする。
7. 投票場・開票場の管理をする。
8. 開票、当選者の公示をする。
9. その他、必要事項の決定と処理をする。

第 6 章 補 則

第 23 条 当選者は学校長から任命を受けてから活動をはじめる。

第 24 条 将来この規約を改正するときは、生徒会規約第 7 条によらなければならない。

第 25 条 この規約は昭和 40 年 4 月 1 日に規定したものを昭和 47 年 4 月 1 日に改訂したものである。

第 26 条 この規約は昭和 47 年 4 月 1 日に規定したものを平成元年 4 月 1 日に改訂したものである。

第 27 条 この規約は平成元年 4 月 1 日に規定したものを平成 3 年 4 月 1 日に改訂したものである。

第 28 条 この規約は平成 3 年 4 月 1 日に規定したものを平成 5 年 4 月 1 日に改訂したものである。

第 29 条 この規約は平成 5 年 4 月 1 日に規定したものを平成 6 年 11 月 17 日に改訂したものである。

第 30 条 この規約は平成 6 年 11 月 17 日に規定したものを令和 5 年 4 月 1 日に改訂したものである。